

管轄の年金事務所より送付される「厚生年金基金脱退通知書」について

当基金の「将来分の代行返上」が平成 27 年 11 月 1 日付で認可されたことから、標記「厚生年金基金脱退通知書」が管轄の年金事務所から貴事業所に送付されていますが、これは、全国測量業厚生年金基金から貴事業所が脱退したことを意味するものではありませんのでご注意ください。

12 月にお送りする平成 27 年 11 月分基金掛金から、基本標準掛金(40/1000)がなくなり、その分は厚生年金保険料として年金事務所に納めていただくようになり、基金未加入事業所と同じ保険料率が適用されることとなります。

なお、詳細については「将来分代行返上後の事務手続きについて(平成 27 年 10 月 5 日付事務連絡)」又は当ホームページ「10 月 6 日付、トピックス」をご覧ください。